

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特別使用の許可
根拠条例・規則名		さいたま市大宮盆栽美術館条例・さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則
条 項		条例第 6 条・規則第 3 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 大宮盆栽美術館 (電話：048-780-2092)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当すると認めるときは、特別使用を許可しない。 (1) 美術館の設置の目的に寄与すると認められないとき。 (2) 盆栽資料の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 盆栽資料を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特別使用をすることが適当でないと認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 7 月 17 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 週間
	設定等年月日	平成 21 年 7 月 17 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		